ぐんま賃上げ促進支援金

第2期
始まります

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合、

1期あたり40人分、最大200万円の支援金

（2期合計のべ80人分、最大400万円）

を支給します。

賃上げ期間

★★　第2期の受付が始まります！ ★★

対象となる賃上げ期間は**2期**あります。
第1期と第2期の両方で賃上げを行った場合には、
それぞれで申請が可能です！

第1期：　令和8年1月1日から　令和8年8月31日まで

第2期：令和8年9月1日から 令和8年12月31日まで

支給額

賃金を5%以上引き上げた場合、第1期・第2期それぞれで
1人あたり5万円、最大40人分（のべ80人分）

「小規模な事業者」のみ　次の特例を利用できます！

賃金を3%以上引き上げた場合、第1期・第2期それぞれで
1人あたり3万円、最大20人分（のべ40人分）

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等
※ 医療法人、社会福祉法人、農業法人等もご利用いただけます。

申請期限

第1期分：令和8年 9月30日（水）まで

該当する方は
お急ぎください！

第2期分：令和9年 **1月31日（日）** まで

予算には限りがあります。
早めの申請をおすすめします。

申請方法

特設サイトから申請
https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/

沼田市・渋川市・東吾妻町・大泉町では、上乗せを実施しています。
※ 詳細は特設サイトを御確認ください。
※ 本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として実施する事業です。

くわしい申請手続きは裏面

添付書類

① 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し

② 賃金台帳等の写し(賃上げ月とその前月の基本給を比較します。)

③ 支援金振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義等)が分かる預金通帳の写し等

申請時点で、パートナーシップ構築宣言に会社名が公開されていない法人のみ

④ パートナーシップ構築宣言に係る事務局からの受付完了メールなど（登録が完了していなくても申請できます）

※ 審査において、その他必要な書類の提出を求めることがあります。

申請方法

特設サイトの申請フォームから申請してください。

特設サイト：https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/

申請手続きはオンラインで完結！
郵送手続きは不要です

特設サイトへアクセス ▶ 申請フォームに必要事項を入力 ▶ 必要書類を添付 ▶ 入力終了・申請 ▶ 申請完了！

申請受付から振込まで**約4週間**ほど

※ 振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請時期などによって、さらに期間を要する場合があります。予め御了承ください。

お問い合わせ

【ぐんま賃上げ促進支援金について】

ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局

電話 **050-6892-9990**

【受付時間 9:00～17:00(土・日・祝を除く)】

お問い合わせフォーム
https://tayori.com/f/gunma-chinageshien/ ▶▶▶

【市町の上乗せ支援について】

沼田市役所 経済部 産業振興課	電話 0278-23-2111	東吾妻町役場 まちづくり推進課	電話 0279-68-2111
渋川市役所 商工観光部 商工課	電話 0279-22-2596	大泉町役場 住民経済部 経済振興課	電話 0276-63-3111